

平成 23 年 4 月 26 日

酒類総合研究所

酒類総合研究所の業務・システム最適化計画の実施結果

1 概要

酒類総合研究所の業務・システムの最適化計画については、平成 20 年 3 月 25 日に策定し、第 2 期中期目標期間終了時（平成 23 年 3 月 31 日）までの期限で実施してきました。今般、その実施結果についてまとめましたので公表します。

2 検討結果

最適化計画（別紙）により実施することとした全ての項目について実施しました。

（1）事務処理の簡素化・効率化

電子入札システムの導入は、物品調達事務の効率化に資するとの考えから計画しましたが、費用面の負担が大きく、事務量も増加する見込みとなったため実施しないこととしました。

電子決裁システムの導入も費用対効果の点から効果的でなく、実施しないこととしました。

鑑評会システムの改善は、既導入済である全国新酒鑑評会システムについて、ソート項目の追加等が必要なことから平成 20 年度に更新し、21 年度から稼働させました。バーコードシステムの組み込みなどにより事務の効率化が図られました。アルバイト費用の軽減やシステム修正費用の低減が期待されます。今後は、ユーザーである酒類製造業者におけるインターネット普及状況に対応した電子出品申し込みシステム導入について検討します。

施設利用の改善は、ホームページの利用案内内容の改善を図りました。

化学物質等の管理強化は、研究棟入口のセキュリティー機能付遮断扉の設置を検討しましたが、費用対効果の面等から適切ではないことから断念し、代わりに管理方法の強化のための規程の改訂と薬品庫の増設等を措置することとしました。

（2）IT の活用による成果や情報の提供業務サービスの向上

ホームページの改善は、トップページのカテゴリ内の項目及び内容について整理して分かりやすくしました。これによって、従来よりも消費者、酒類業者の皆様の利用環境が向上しています。

相談事務の効率化は、市販のデータベースソフトを導入したことから、入力・分類作業が簡略化され集計事務が 20%程度軽減されました。また、蓄積した個別相談事例を一般化して問答集の形でホームページに掲載し活用しています。

（3）システムの情報セキュリティーの確保

情報の外部流失の防止、インターネットの履歴情報の確保等を目的にシステムを導入し、対応強化を図りました。

（4）システム関係の調達の透明性の確保

一般競争入札の実施、入札・落札公告は、ホームページへの掲載などを実施しており、システム調達についても同様に公告することにより、透明性を確保しました。

3 総括

平成 20 年 3 月に定めた業務・システム最適化計画の実施については、今後の状況を踏まえて検討すべき事項が一部あるものの、全ての項目について適切に検討し実施してきました。

当計画は、平成 22 年度末までに終了しましたが、今後とも業務の効率的、効果的な実施を目指し、対応していくことが必要と総括します。

酒類総合研究所の業務・システム最適化計画

2008年（平成20年）3月25日

独立行政法人酒類総合研究所（システム運営委員会）決定

1 業務・システムの概要

独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としている。その目的を達成するため研究所は、酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）、酒類の品質に関する評価、酒類及び酒類業に関する研究及び調査、研究及び調査などの業務に係る成果の普及、酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供、酒類及び酒類業に関する講習などの業務を実施している。

研究所の業務は、酒類及び酒類業に関する研究が主体であり、年間の運用に係る経費が1億円以上のシステムはなく、また、研究は未知の事実の発見や新技術の開発等を行う業務でありIT化になじみにくいものであるが、IT化の一層の推進も含めた効率化を図る観点から、業務全般にわたって見直し、事務処理の簡素化・効率化、ネットワーク等の情報セキュリティの確保などを図ることとした。

2 最適化の実施内容

研究所の業務・システムについて、次の事項について最適化を検討し実現することにより、業務処理時間の短縮と経費の削減を見込むとともに、行政のミッションに基づく分析・鑑定、研究・調査、成果の普及等の業務の効率的、効果的な運営を図るものとする。

ただし、実現の過程においても費用と効果の観点から常に見直しを行うものとする。

(1) 事務処理の簡素化・効率化

研究所は、これまでもアウトソーシングの推進、簡易テレビ会議システムの導入等により業務の効率化に努めてきた。最近では、酒税等申告関係事務の国税庁電子申告システム（e-Tax）の導入（平成17年度）、酒類流通業者講習の開催における酒販組合との共催化（平成17年度）、各地で開催する「お酒の教養講座」の酒造組合との共催化（平成19年度）等を行っている。限られた人員の下で、一層効率的かつ適切に事務を実施するため、次のとおり取り組んでいく。

○電子入札システムの導入

物品の購入事務における電子入札は、より広範囲な納入業者からの応札が可能となり、調達の効率化となる。また、応札業者の負担軽減ともなる。ただし、不正防止の観点から電子認証システムの導入も不可欠であり、コストパフォーマンスの検討が必要である。

○電子決裁システムの導入

業務を実施する際に作成する文書の電子決裁システム化は、決裁時間の短縮とペーパーレスによる省資源化が図られる。また、外部から依頼された受託分析などの結果の送付に要する時間も短縮され、依頼者へのサービス向上となる。

なお、電子決裁になじまないものもあることから、実施に当たっては選別が必要である。

○鑑評会システムの改善

鑑評会は、酒類の品質と酒造技術の向上を目的に実施しているが、現在運用中の全国新酒鑑評会システムは、システムが古くなってきていることから、新しいIT技術を活用した電子申し込み、バーコードの活用等により効率化する。これにより、研究所の入力事務が軽減するほか、出品者における手書き事務も少なくなるなど、ユーザーの利便性も向上する。

○施設利用の改善

研究所が保有する機器の一層の活用を図るため、外部利用のためのホームページ情報の充実（機種、利用料、利用条件等）を図る。内部利用においては、予約システムを導入し、より円滑な運用を行う。

○化学物質等の管理強化

酒類に関する研究を実施するために使用する化学物質等は、誤って使用されれば重大な被害をもたらすことから厳重な管理が求められる。そこで、より一層のセキュリティを高めるための方策を検討する。

(2) ITの活用による成果や情報の提供業務サービスの向上

研究所の研究成果や酒類に関する情報については、広報誌や情報誌を通じて提供するとともに、インターネットの普及に伴いホームページを通じて行ってきており、これまでに研究成果、特許情報、講習等の募集、法定公開情報などを掲載し整備してきた。また、酒類販売業者への情報提供である「酒販サポートニュース」の発行をメールにより案内している（平成19年度）。今後ともホームページの内容を増やし国民サービスの充実に努めていくとともに、相談業務の効果的な実施を図るため、次のとおり取り組んでいく。

○ホームページの改善

ホームページは、コンテンツの増加とともに複雑化しわかりにくくなっていく。ホームページの定期的見直しを実施し、見やすく、わかりやすいものとし、研究所の情報発信機能を一層高めるとともに消費者、酒類業者の利便性の向上を図る。

○相談事務の効率化

酒類に関する相談サービスは、窓口を研究企画知財部門及び情報技術支援部門で実施している。相談事績は応接録として蓄積し活用してきたが、一層の効果的な活用を図るため、検索、一覧表示、資料添付等の機能をもつ市販のソフトを導入し、対応窓口の効率化に資

する。

(3) システムの情報セキュリティの確保

研究分野においては、国内外の研究者との情報交換や外部情報データベースへのアクセスなどインターネット等を通じた活動が多いことから、情報システムの使用に極端な制限を加えることは好ましくない。一方、特許や論文に関する未発表の研究データも存在し、情報の漏洩や外部からの攻撃にも耐えられる情報セキュリティシステムの構築は必須である。

このような観点から、情報の外部流失防止を目的に機密性の高い特許情報、個人情報などの電子ファイルを暗号化するシステムを導入した（平成 19 年度）。今後は、ネットワーク等のファイアウォールの見直しを行うとともに、研究所の情報システム運用管理規程（平成 18 年 3 月 30 日）について見直し、一層の情報セキュリティの確保を図る。

(4) システム関係の調達の透明性の確保

研究所の業務システムについては、今後ともシステムの効率化に努めるとともに、一般競争入札等により調達の透明性を確保する。また、研究業務に用いるソフトウェアについては、できるだけ汎用性製品を使用することとする。

3 最適化計画の実施計画

業務最適化計画については、緊急に整備が望まれるものについては平成 20 年度に、そのほかについては予算との調整を行い、第 2 期中期目標期間終了時（平成 23 年 3 月 31 日）までに実施するものとする。